

岡山県公報		発行 岡山県		目次	
					
目次		担当課（室）			
○ 岡山県公有財産審議会規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	財産活用課				
○ 保安林の指定の解除 【告示】	治山課				
○ 〃	〃				
○ 道路の区域変更	道路整備課				
○ 道路の供用開始	〃				
【公告】					
○ 一般競争入札の実施	航空企画推進課				
○ 土地改良区役員の退任及び就任届	耕地課				
○ 〃	〃				
○ 〃	〃				
○ 〃	〃				
【公安委員会】					
○ 警備業法に基づく講習	生活安全企画課				
【海区漁業調整委員会】					
○ 第五百二十五回岡山海区漁業調整委員会の開催	海区漁業調整委員会				

◎岡山県規則第四十八号

岡山県公有財産審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県公有財産審議会規則の一部を改正する規則

岡山県公有財産審議会規則（昭和四十四年岡山県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「うえ」を「上」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年5月19日 岡山県公報 第12194号

◎岡山県告示第二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字児之池三〇九五の九、字磨三一二七の二、三一二七の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

令和2年5月19日 岡山県公報 第12194号

◎岡山県告示第二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市児島由加字児之池三〇九五の二五、三〇九五の二六、字磨三一二七の四から三一二七の六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 栃原久米南線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡久米南町上鞆字大成八九〇番一 地 先から	新	五・七 二四・七	二〇〇・七
久米郡久米南町上鞆字柴山八六六番一 地 先から	旧	三・七 五・九	二〇〇・七

◎岡山県告示第二百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	栃原久米南線	久米郡久米南町上鞆字大成八九〇番一地先から 久米郡久米南町上鞆字柴山八六番一地先まで	令和二年五月十九日

〔二〇一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名

岡山空港施設で使用する電気の調達

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 納入場所及び予定数量

施設名	所在地	納入期間における 使用予定電力量
岡山空港 電源局舎	岡山市北区日応寺1277番地	1,821,000kwh
岡山空港 第4駐車場	岡山市北区日応寺1277番地	264,000kwh

(5) 入札方法

入札に当たっては、(4)の2施設を一括で一入札単位とする。入札説明書に示す方法に従って計算した、施設ごとの3年間の参考総価金額の2施設分の合計金額をもって、入札金額とすること。

(6) その他

(4)の使用予定電力量は、平成30年4月から令和2年3月までの使用実績等に基づき算定した3年分の使用予定電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特

定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買，修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格，資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で，格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において，物品の売買，修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 二酸化炭素排出原単位(調整後排出係数適用)，未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入等に関し，入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を得ていないものは，資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先，提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話 (086) 226—7537

(2) 申請書の提出期限

令和2年6月22日(月) 午後4時

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒701-1131 岡山市北区日応寺1277番地

岡山県岡山空港管理事務所 総務課

電話 (086) 294—5550

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年5月19日(火)から同年6月25日(木)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。また、岡山県岡山空港管理事務所のホームページ(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/183/>)からダウンロードすることができる。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年7月15日(水) 午前10時

ただし、郵送等による場合にあつては、令和2年7月14日(火)午後5時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区日応寺1277番地

岡山県岡山空港管理事務所 会議室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあっては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和2年6月25日（木）午後5時まで、4（1）の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

（3）契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

（4）入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

（5）契約書作成の要否

（6）落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7）契約における特約事項

当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

（8）その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Okayama Airport Management Office of Okayama Prefecture
2, 085, 000 kwh

(2) Delivery period :

From 1 October, 2020 through 30 September, 2023

(3) Delivery place :

Okayama Airport 1277 Nichioji, Kita—ku, Okayama—shi

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 15 July, 2020 (by mail 5:00 P.M. 14 July, 2020)

(5) Contact point for the notice :

General Affairs Division, Okayama Airport Management Office of Okayama
Prefecture

1277 Nichioji, Kita—ku, Okayama—shi Okayama—ken, 701—1131, Japan

TEL 086—294—5550 (direct dial)

〔三〇二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称			二 退任及び就任役員			住 所	理事監事の別
氏 名	氏 名	就任役員	退任役員	氏 名	氏 名		
美山川土地改良区	森脇 公宏	古角 健一	小田郡矢掛町東三成二八九八―三	理事			
	土田 正雄	土田 正雄	〃 上高末一四六六一―	〃			
	三村 勝美	〃	〃 八三九	〃			
	笠原 通幸	片山 和典	〃 下高末三一九五	〃			
	守屋 一	笠原 通幸	〃 内田五七一	〃			
	守屋 一	守屋 一	〃 八四八	〃			
	岡田 正仁	〃	〃 一〇六三―二	〃			
	武井 澄雄	武井 澄雄	〃 小林四三八	〃			
武井 守雄	武井 守雄	〃	〃 四五八	〃			
守屋 直彦	〃	〃	〃 五八三	〃			
武 智	武 智	〃	〃 一〇九九	〃			
	竹内 裕幸	〃	〃 一二六六	〃			
江木 幸雄	江木 幸雄	〃	〃 矢掛八〇九	〃			
妹尾 正孝	〃	〃	〃 一〇七八	〃			
赤澤 克支	〃	〃	〃 二一九〇	〃			
	川上 正人	〃	〃 一三九五―一	〃			
	岡本 芳明	〃	〃 一七〇三	〃			
井辻喜代次	井辻喜代次	〃	〃 二四七六	〃			
狩山晋太郎	〃	〃	〃 東三成一〇二九―一	〃			
藤原 邦夫	藤原 邦夫	〃	〃 一四一八	〃			

令和2年5月19日 岡山県公報 第12194号

浅野	尚宏	〃	〃	〃	一四九七	〃
川上	敏雅	〃	〃	〃	二八一〇	〃
山部	智裕	〃	〃	〃	三三四四―二	〃
室山	博士	〃	〃	〃	三三二九―二	〃
高木	幹夫	〃	〃	〃	三五七七	〃
浅野	仲夫	〃	〃	〃	九六四	監事
竹内	義男	〃	〃	〃	小林一六七七	〃
武井	和美	〃	〃	〃	四五九	〃
大森	準二	〃	〃	〃	内田四二九	〃

〔二〇三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があった。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		退任役員		就任役員		氏名		住所		理事の別	
大谷池土地改良区		青木 達郎		奥 輝明		驚田 實		鈴木 幹治		福永 卓志		福永 博光	
岡部 曉美		驚田 和憲		柴田 正稔		奥 唯良		福永 卓志		鈴木 幹治		驚田 和憲	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
一五三一		一一九		六七一		七七一三		三三三		八六		六八三	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	
〃		〃		〃		〃		〃		〃		〃	

〔二〇四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

令和二年五月十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

勝英土地改良区

二 退任及び就任役員

退任役員 就任役員

氏 名 氏 名 住 所

則本 和彦

美作市中尾三一九―二

則本 陽介

〃 〃 一〇一七

理事監

事の別

理事

〃

〔二〇五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称						二 退任及び就任役員					
廠舎池土地改良区						退任役員	就任役員	住 所			理事監
氏名	氏名										事の別
浅野 元士						勝田郡奈義町上町川一〇〇五					理事
岸本 勉											
植月 平	植月 平								二八二		
木村 賢治									九四一		
浅野 一夫									九六四		
赤座 美久	赤座 美久								二五四		
小田 澄子									一〇〇七―二		
	浅野 秀紀								九八八		
	菅田 雅人								一三六四―二		
	浅野 勝英								三八〇―二		
	浅野 和也								一一七四		
	浅野 徹								一一七二		
浅野眞佐子									一三六五―一		監事
浅野 克己									九六五		
	浅野 福香								一一三九		
岸本 勉									一四五六		

◎岡山県公安委員会告示第六十五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年五月十九日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
施設警備業務	令和二年八月三日 （月曜日）から同月 五日（水曜日）まで の三日間	午前九時から 午後五時三十 分まで	岡山市北区厚生町三丁 目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

- (1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年六月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

二万三千円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十五人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

令和2年5月19日 岡山県公報 第12194号

◎岡山海区漁業調整委員会公示第二号

岡山海区漁業調整委員会事務規程第五条第一項の規定により、第五百二十五回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和二年五月十九日

岡山海区漁業調整委員会

会 長 井 本 瀧 雄

一 日時

令和二年六月五日（金）

午後一時から

二 場所 岡山市南区浦安南町四九四番地八

岡山県漁業協同組合連合会

TEL（〇八六）二六二―四四四三

三 議題

第一号議案 委員会指示について